

三重県心理リハビリテーション連合会規約

第1条（名称及び事務局）

本会は、三重県心理リハビリテーション連合会と称し、事務局は書記宅におく。
四日市市日永 1-4-29 を事務局所在地とする。

第2条（目的）

本会は、障害児（者）の動作学習の援助を心理リハビリテーションに基づいて行い、
障害児（者）の動作の改善・精神面の発達を図ることを目的とする。

第3条（活動・事業）

本会は、前条の目的を達成するために次の活動や事業を行う。

1. 三重県各地域の支部（心理リハビリテーションの会等）の統率と連絡調整のため、
年一回以上の理事会を行う。
理事会は、各支部の代表が揃うことを原則とする。
2. 理事会の企画・運営については、以下に定める連合会役員がこれを行う。
3. 一週間宿泊集団集中訓練会（連合キャンプ）を計画し、実施する。
4. トレーナー研修・母親研修を企画する。
5. 月例訓練会の日程の調整をする。
6. その他、本会の目的達成のための活動。

第4条（役員）

1. 連合会役員は次にあげるものを置く。

会 長	1 名
副 会 長	2 名（親の会 1 名, 研究会 1 名）
書 記	3 名（親の会 1 名, 研究会 2 名）
会 計	2 名（親の会 1 名, 研究会 1 名）
理 事	各支部より 1 名以上（役員との兼務可）
会計監査	2 名（親の会 1 名, 研究会 1 名）

2. 任期は一年とし、再任は妨げない。役員任期は、4 月 1 日～翌年 3 月 31 日までとする。

第5条（連合会の構成）

1. 各地域の心理リハビリテーションによる訓練会や組織を持つ親の会と研究会（トレーナーの会）とトレーニーの会により構成される。（各支部に属する部員は会員となる。）

- 尚, 理事会開催にあたり, 必要ある時は, 研究会代表等に参加を要請することができる。
2. 新規に加入申請のあった団体（会）については、理事会において審議し、決定する。

第6条（運営）

1. 本会が主催する事業については理事会で企画し, 各支部が分担協力して実施運営にあたる。
2. 全支部が揃って運営していくのが困難な場合は, 理事会の委嘱により、代表の支部がかわって実施運営することもある。

第7条（会計）

1. 本会の経費は年会費, 参加費, 助成金, 寄付金を以って充てる。
2. 会計年度は4月1日より, 翌年の3月31日までとする。
3. 年会費等については別に定めるものとする。

（付則）

1. 本規約の施行に関して, 役員会において細則を設けることができる。
2. 旅費規程は別に旅費規程を定め、昭和60年10月1日より施行する。
3. 本規約は昭和60年10月1日より施行する。（1985年）
4. 本規約は平成2年10月10日より施行する。（1990年）
5. 本規約は平成3年9月16日より施行する。（1991年）
6. 本規約は平成12年4月1日より施行する。（2000年）
7. 本規約は平成15年4月1日より施行する。（2003年）
8. 本規約は平成21年6月7日より施行する。（2009年）
9. 本規約は平成27年4月11日より施行する。（2015年）
10. 弔慰お見舞い規定は別に定め、平成29年4月8日より施行する。（2017年）
11. 本会規約は令和元年5月11日～施行する（2019年）